

愛知県持続性の高い農業生産方式導入指針について

平成11年7月に環境と調和した持続的な農業の推進を図るため「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」が制定された。これは、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料及び化学農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入の促進を図るものである。

県では、これまでも環境保全型農業を推進するため、啓発活動や技術の確立・普及に努めてきたが、今後、一層の成果をあげるためには、確立された技術が組み合わせられ、幅広く実践されることが重要である。このため、同法律第3条に基づき、農業者が導入すべき「持続性の高い農業生産方式」の具体的な内容を示したものを。

導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

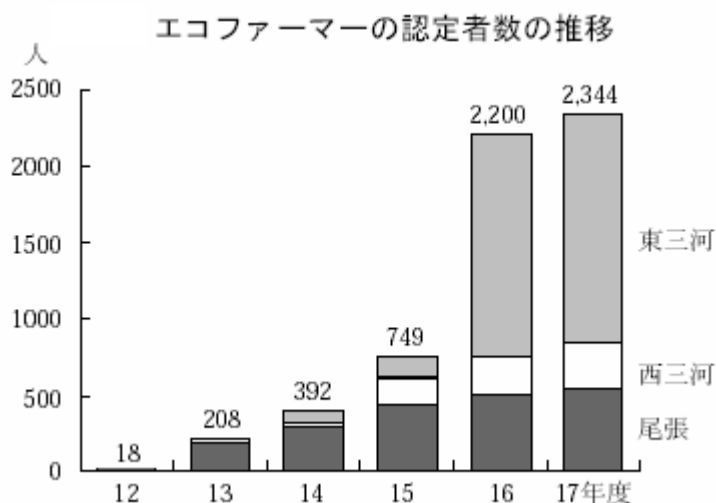
1 共通事項

持続性の高い農業生産方式	有機質資材の施用による土壌改善技術、化学肥料低減技術、化学合成農薬低減技術のすべてを用いて行われるものを「持続性の高い農業生産方式」とする
有機質資材の施用による土壌改善技術	たい肥等有機質資材の施用にあたっては、土壌診断を行い、別添の各種有機質資材の施用基準を目安とし、原則として耕作直前に搬入し速やかに土壌と混和する
化学肥料低減技術	土壌診断を行い県の施肥基準に準じた適切な施肥を行うことを基本とするが局所施肥、肥効調節型肥料の使用にあたっては、肥料成分利用効率の向上を考慮して施肥量を低減する
化学合成農薬低減技術	県の農業病害虫防除の手引きに基づいて耕種的防除、物理的防除等を併用する総合防除を行うことを基本とし、化学合成農薬使用回数を現状の使用回数より低減する

【参考】

エコファーマーの認定状況

土づくり、減化学肥料、減化学農薬栽培に取り組む農業者は、下図のように増加している。



(「農業の動き 2006」より)

エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称名。

内容の例

2 普通作

(1) 水稲 (平坦部)

区分	持続性の高い農業生産方式の内容
有機質資材の施用による土壌改善技術	<p>ア たい肥等有機質資材施用技術 稲わら等有機質資材を施用する場合は、移植30日前までを目安として行い、速やかに土壌と混和する。なお、成分濃度の高い豚ふんたい肥等を利用する場合、200～400kg/10a程度を移植直前に施用することで、基肥の代替とすることができる。</p> <p>イ 緑肥作物利用技術 レンゲのすき込み時期は、還元障害とメタン発生を抑制するため、移植2週間前までを目安とする。</p>
化学肥料低減技術	<p>ア 局所施肥技術 側条施肥田植機、側条(同条)施肥は種機を用いて、移植又はは種時に施用する。この施肥法では、代かき水の落水による基肥肥料成分の環境への流出を防ぐことができ、施肥効率が通常の全層施肥法より高いので施肥窒素量を10～15%程度減らすことができる。また、肥効調節型肥料を育苗箱に施用する全量基肥栽培法は、生育初期の窒素発現が少ないので、地力中庸以上のほ場に適する。低地力田では箱施用に側条施肥を組み合わせる方法がある。</p> <p>イ 肥効調節型肥料施用技術 肥効調節型肥料を利用した全量基肥栽培用肥料を、作期・品種に対応した種類を選んで移植前に、側条(同条)施肥の場合は移植又はは種と同時に施用する。肥効調節型肥料は施肥効率が非常に高いので、慣行栽培より施肥窒素量を10～15%程度減らすことができる。</p> <p>ウ 有機質肥料施用技術 基肥施用時期は化学肥料と同じでよいが、穂肥施用時期は無機化に要する日数を勘案して化学肥料より1週間程度早める。</p>
県指定技術	<p>エ 有機質資材成分考慮技術 堆肥、緑肥作物等有機質資材を施用することで、その資材に含まれる肥料成分を考慮して、肥料由来の総窒素施用量を削減する。</p>
化学合成農薬低減技術	<p>ア 温湯種子消毒技術 温湯による種子消毒を行い、種子伝染性病害やイネシンガレセンチュウを防除する。</p> <p>イ 機械除草技術 中耕除草機、ブームモア等の機械を利用し、ほ場又は畦畔の雑草を防除する。</p> <p>ウ 除草用動物利用技術 水稲が活着し、初期分けつ開始後に、アイガモ、コイなどの小動物を放飼する。除草用動物が野犬等の被害を受けないように、網、電柵等で保護することが必要である。</p> <p>エ 生物農薬利用技術 農薬取締法上の登録を受けたものを使用する。</p> <p>オ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 いもち病、縞葉枯病などに対する複合抵抗性品種を利用する。</p> <p>カ マルチ栽培技術 紙マルチ田植機を用いて移植を行う。マルチが重なり合うようにていねいに移植する。除草剤使用の代替が可能であり、紋枯病の軽減にも効果がある。田面温度が低下しやすいため、黒色紙マルチの利用が望ましい。</p>

備考 省令技術：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号）第1条で定められた技術及び平成18年農林水産省令第11号で追加された技術。